

入札契約制度の適正化に係る取組方針（原案）

平成19年5月28日

入札契約制度の適正化に関する連絡会議

I はじめに

第1 入札契約制度に係る適正化の動き

第2 道のこれまでににおける入札契約制度の改革に係る取組

第3 新たな取組

II 入札契約制度の適正化に係る取組方針

第1 透明性の確保

- 1) インターネットでの公表の拡大
- 2) 予定価格の公表
- 3) 入札監視委員会の充実

第2 公正な競争の促進

- 1) 一般競争入札の拡大
- 2) 総合評価方式の拡充
- 3) 経常建設共同企業体の運用

第3 談合その他の不正行為の排除

- 1) 談合情報への適切な対応
- 2) ペナルティの強化
- 3) 電子入札の拡大

第4 適正な施工の確保

第5 市町村への協力・支援

III 全国知事会の指針に対する道の対応

第1 官製談合の防止

第2 物品調達等における一般競争入札の拡大

第3 建設業の構造改善

IV 入札契約制度の適正化等に係る工程表

I はじめに

第1 入札契約制度に係る適正化の動き

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「入札契約適正化法」という。）第15条第1項の規定に基づき、国、特殊法人等及び地方公共団体のすべての公共工事発注者が統一的、整合的に公共工事の入札及び契約の適正化を図るために取り組むべきガイドラインとして定められた「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（以下「適正化指針」という。）の改正が、平成18年5月23日に閣議決定されました。

この「適正化指針」の改正は、深刻な過剰供給構造となっている建設業において、行き過ぎた低価格受注、適正施工への懸念等さまざまな問題が顕著になってきた中、「入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律」（以下「官製談合防止法」という。）や「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「公共工事品質確保法」という。）が施行されるなど、談合排除の徹底を図ることや公共工事の品質の確保が社会的に求められるといった状況を踏まえたものです。

また、知事が関与する官製談合事件が立て続けに発生し、平成18年12月18日に全国知事会において、官製談合の防止策や制度改革等について「都道府県の公共調達改革に関する指針（緊急報告）」（以下「全国知事会の指針」という。）が取りまとめられました。

この「全国知事会の指針」の中で、各都道府県は、この指針に沿って改革に真摯に取り組むことにより、失墜した地方自治への信頼回復に努めることとしております。

第2 道のこれまでににおける入札契約制度の改革に係る取組

道では、農業農村整備事業に関し、平成11年10月20日に公正取引委員会の立入調査が行われたことを極めて重要な事態として受け止め、平成12年4月に、今後3年間にわたり行うべき改善事項を示す「入札制度改善行動計画」（以下「行動計画」という。）を策定しました。

その後、平成13年2月に「入札契約適正化法」が施行され、また、平成13年3月には「適正化指針」が策定されたことから、道では、「行動計画」に掲げられた事項以外についても入札契約制度の改革に取り組んできたところであります。

また、「行動計画」終了後も、入札等監理委員会の平成15年3月11日付け「入札手続等の改善に関する意見（最終提言）」や北海道入札監視委員会の平成16年3月26日付け「入札手続等に対する改善意見」などを踏まえ、引き続き入札契約制度の改革に不断に取り組んでいるところです。

第3 新たな取組

道ではこれまで、入札契約制度の改革に不断に取り組んできたところですが、「適正化指針」や「全国知事会の指針」に掲げられた談合の根絶といった主旨などを踏まえ、公共工事及び公共工事に係る委託業務（以下「公共工事等」という。）の入札及び契約の手續きにおいて、より一層公正で競争性の高い制度により、価格と品質で総合的に優れた調達を実現し、公共工事等における道民の信頼の確保と建設業等の健全な発達を図る必要があるものと判断しました。

このため、昨年7月に、副知事を議長とする各部横断的な組織である「入札契約制度の適正化に関する連絡会議」を設置し、道が発注する公共工事等における入札契約制度の適正化を図るための「入札契約制度の適正化に係る取組方針」（以下「取組方針」という。）を策定することとしました。

この「取組方針」の策定に当たっては、入札契約適正化法第3条に規定されている公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき「透明性の確保」、「公正な競争の促進」、「談合その他の不正行為の排除」及び「適正な施工の確保」の四つの事項を検討の柱とし、道内建設業の振興についても十分に踏まえ、今後、入札契約制度の改革を進めるべき事項について取りまとめを行ったところであります。

また、「全国知事会の指針」に対する道の対応のうち、公共工事等における入札契約制度の改革に係る対応については「Ⅱ入札契約制度の適正化に係る取組方針」に含め、それ以外の対応については、「Ⅲ全国知事会の指針に対する道の対応」として取りまとめました。

さらに、入札契約制度の適正化等に係る工程表を作成することにより実効性の確保を図ることとし、今後とも引き続き、入札契約制度をめぐる状況の変化等に迅速、かつ、適切に対応し、入札契約制度の適正化に向けた取り組みを進めます。

II 入札契約制度の適正化に係る取組方針

第1 透明性の確保

1) インターネットでの公表の拡大

入札及び契約に関する透明性の確保は、公共工事等の入札及び契約に関し不正行為の防止を図るとともに、道民に対しそれが適正に行われていることを明らかにする上で不可欠です。

道ではこれまで、「入札契約適正化法」や「適正化指針」に基づき情報の公表に努めてきたところですが、「全国知事会の指針」等を踏まえ、道民に分かりやすい公表方法であるインターネットでの公表をさらに拡大します。

2) 予定価格の公表

契約金額を決定するための基準となる予定価格は、公正な競争の観点から秘密性の確保が望ましいとされております。道においては、公共工事等に係る予定価格の公表に当たっては、公共工事等の不祥事の再発防止策として、透明性の確保や予定価格を探ろうとする不正な動きを防止することに効果のある予定価格の事前公表を、平成10年度からの試行を経て平成16年度に全面導入しました。

この間、平成9年4月に「北海道職員の公務員倫理に関する条例」が、さらに、平成17年4月には「業務改善提案・通報制度に関する要綱」が施行され、また、平成15年1月には「官製談合防止法」が施行されるなど、不正な行為の防止に向けた法令整備がなされるとともに、職員の法令遵守の意識の向上が図られてきたところです。

以上のことから、予定価格の公表については、これまでの「事前公表」のほか、国の公表方法である「事後公表」を公共工事において試行し、その試行結果を踏まえ、今後、予定価格の公表のあり方について検討を進めることとします。

なお、予定価格の事後公表の試行に伴い、最低制限価格の漏洩防止のため、類推困難な最低制限価格の設定について検討を行い事後公表と併せて試行することとし、さらに、予定価格の事後公表の試行において、外部からの不正な働きかけがあった場合においては、その対応策についても検討を行うこととします。

また、「適正化指針」においては、「最低制限価格を定めた場合においては、最低制限価格を類推させる予定価格の事前公表は、最低制限価格と同額での入札による抽選落札を増加させ、適切な積算を行わず入札を行った業者が受注する事態が生じることが特に懸念される」とされており、道発注の公共工事においても、平成16年度以降、最低制限価格と同額での抽選落札が増加している状況にあります。

このため、類推困難な最低制限価格の設定は、最低制限価格と同額での入札の減少につながることから、予定価格の事後公表を試行しない公共工事においても試行することとします。

3) 入札監視委員会の充実

公共工事等における入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保するためには、第三者の監視を受けることが有効であることから、平成15年4月1日に「北海道入札監視委員会」を設置しましたが、これまでの入札制度及び適正な運用に関して調査・審議する機能等に加え「談合情報に関する調査検証を行う機能」を新たに付与し、同委員会のさらなる充実を図ります。

第2 公正な競争の促進

1) 一般競争入札の拡大

道は、これまで、一般競争入札や事業者の受注意欲が反映される公募型指名競争入札等を導入し、これら多様な入札方式の拡大に努めてきたところですが、手続きの客観性・透明性をより高め公正な競争を促進させる観点から、一般競争入札の対象を拡大することとし、1千万円以上の公共工事については、原則として一般競争入札によることとします。

なお、一般競争入札は、入札執行までに相当の時間を要することから、災害など緊急を要する工事、本道の気象条件を考慮した適期施工に配慮しなければならない工事及び発注時期に制約のある工事など、一般競争入札により難しい場合は指名競争入札によることができるものとします。

また、一般競争入札の拡大に当たっては、不良不適格業者の排除、品質の確保及び事務量の軽減等の課題があり、これらに対しては、総合評価方式の拡大、工事施行成績評定の活用等による入札参加要件の適切な設定及び入札参加資格事後審査方式の試行等によるほか必要な執行体制を整備することにより対応します。

なお、一般競争入札の拡大に伴う課題の解決策の一つである入札ボンドについては、他発注機関の動向を踏まえ検討を進めることとします。

一般競争入札の拡大は、こうした課題を解決しつつ、平成19年10月からは1億円以上の公共工事、平成20年4月からは1千万円以上の公共工事と、段階的に実施することとします。

地元中小建設業者は、地域の経済や雇用を支えているとともに地域で災害が発生した場合の緊急出動など、地域に果たす役割は大きなものがあり、また、「官公需についての中小企業者の受注機会の確保に関する法律」などで中小企業の受注機会の確保が求められており、これに応えていく必要があります。

このため、建設業の育成にも配慮しつつ競争性を確保する観点から、一般競争入札の参加要件として地域要件を設定することとしますが、地域要件の設定に当たっては、地域の事業者数を考慮しつつ公正な競争が確保できるよう、応札可能者数が20者以上となることを原則とします。

2) 総合評価方式の拡充

道では、「公共工物品質確保法」に基づき、価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の導入を進めており、これまで簡易型総合評価方式を主体に試行しています。

総合評価方式は、一般競争入札の導入に伴う課題である不良不適格業者の排除や品質の確保に効果があることから、円滑な実施に必要な措置を講じつつ順次拡大します。

なお、総合評価方式の拡充に当たっては、簡易型総合評価方式等の試行を通して、評価項目の選定や技術評価点の配分及び総合評価方式の効果等を検証し評価基準の充実を図るとともに、事務手続きの簡素化や発注者支援機関に認定された公益法人等の活用による事務負担の軽減を図り、併せて必要な執行体制を整備します。

3) 経常建設共同企業体の運用

建設工事を複数の建設業者が共同で受注・施工する事業組織体である共同企業体のうち、経常建設共同企業体は、中小・中堅建設業者が、継続的な協業関係を確保することによりその経営力や施工力を強化することを目的に結成する共同企業体です。

道においては、これまで、建設工事共同企業体運用基準を定めてその活用を図ることにより、道内建設業者の経営力や施工力の強化などに重要な役割を果たしてきたところであり、今後とも引き続き経常建設共同企業体を活用し、建設業者の育成・振興を図る必要があります。

さらに、本道の建設業は、総生産及び就業者数の全産業に占める割合が全国平均より高く、道内の経済と雇用を支える基幹産業ですが、公共投資の低迷により経営環境が悪化していることから、建設業者の受注機会の確保にも配慮する必要があります。

以上のことから、経常建設共同企業体の運用に当たっては、当分の間、競争入札参加資格として単体企業と当該企業を構成員とする経常建設共同企業体との同時登録を認め、その活用を図ります。

なお、構成員単独では受注し得なかった上位等級工事への参加機会の確保のための加点調整については、真に企業合併等に寄与するものに限定するなどの措置を講じることとします。

第3 談合その他の不正行為の排除

1) 談合情報への適切な対応

道においては、平成12年6月に「談合情報対応手続」を制定し談合情報の取扱いを全庁的に統一したところです。

談合情報に対する対応の一層の公正性や客観性を確保するため、「談合情報対応手続」を改正し、契約の方法別の対応について明確にするとともに、入札監視委員会に談合情報に関する調査検証機能を付与するほか、公正取引委員会への通報に加え、警察に対しても情報提供を行うなど、談合情報の適切な対応に努めます。

2) ペナルティの強化

① 賠償金特約の額の引上げ

道においては、談合等の不正行為による入札を防止し、損害賠償の実効性の確保を図るため、「北海道建設工事執行規則」等を改正し、談合の事実が明らかになった場合に、契約金額の10%に相当する額の損害賠償金を請求できる旨の特約条項を平成15年1月から設けたところです。

一昨年来、国、他県及び道内の自治体をめぐる入札談合が相次いで明らかになったことから、談合等の不正行為のより一層の防止に資するため、平成19年6月から損害賠償の予定額を契約金額の10%から20%に引き上げました。

② 指名停止の強化

道においては、平成12年6月に「競争入札参加者指名停止事務処理要領」の一部を改正し、「贈賄」、「独占禁止法」及び「刑法談合」に関する指名停止期間を延長するなど、これまで、他都府県に比べ極めて厳しい指名停止を行ってきました。

談合等の不正行為の再発防止を徹底する観点から、国や他都府県の動向等を踏まえつつ、必要に応じ、引き続き指名停止の強化を図ります。

3) 電子入札の拡大

電子入札の導入は、事務の簡素化や入札に係る費用の縮減、競争性の向上が期待できるほか、入札参加者が一堂に会する機会を減少させることから、談合等の不正行為の防止にも一定の効果が期待されます。

道においては、平成18年度に電子入札を導入したところであり、平成22年度の全面導入に向け取り組みを進めます。

また、電子入札の効果を一層高めるため、設計図書閲覧の電子化など電子入札システムの機能の拡充について検討します。

第4 適正な施工の確保

行き過ぎた低価格による受注は、工事の手抜き、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、工事の品質低下が懸念されることに加え、建設業の健全な発達を阻害するおそれがあることから、行き過ぎた低価格競争を抑制す

るために、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を適切に活用する等、工事の適正な施工の確保を図ることとします。

このため、低入札価格調査制度の的確な運用が図られるよう、平成19年5月から新たに失格判断基準を設定するとともに工種別労務者配置計画などを調査項目に追加し、低入札価格調査内容の強化を図りました。

さらに、低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合における措置として、契約の適正かつ確実な履行を確保する観点から、履行保証割合の引上げ、前払金支払割合の引下げを行うとともに、今後とも、必要に応じ配置技術者の増員の義務付け、低入札工事施工中業者の入札参加制限等の検討を進めます。

また、最低制限価格並びに低入札価格調査基準価格近傍の低価格で落札された工事を対象に重点監督及び施工現場の調査等を実施し、適正な施工の確保に努めてきましたが、下請発注予定額や安全管理費等を含む詳細な工事内訳書の提出を求めるなど、施工体制チェックの強化に向け必要な措置を講じます。

第5 市町村への協力・支援

「適正化指針」は、道のみならず、すべての市町村を含めた地方公共団体が公共工事の入札及び契約の適正化を図るために取り組むべきガイドラインであり、市町村との連携を図りながら取組を推進して行く必要がありますが、特に、小規模な市町村においては、業務執行体制等の整備が課題となっています。

道においては、このような状況を踏まえ、市町村における入札契約制度の適正化や品質確保に向けた取組が円滑に進むよう、道と市町村の職員で構成する「北海道公共工事契約業務連絡協議会」を活用した情報交換、道発注工事における市町村等職員の工事検査研修の実施や公共工事品質確保の相談窓口の設置等、市町村への支援を行ってきており、今後とも、市町村への協力・支援を積極的に行います。

Ⅲ 全国知事会の指針に対する道の対応

「全国知事会の指針」に対する道の対応のうち、公共工事等における入札契約制度の改革に係る対応については、「Ⅱ 入札契約制度の適正化に係る取組方針」のとおりですが、官製談合の防止等については、次のとおり対応します。

第1 官製談合の防止

コンプライアンスの徹底については、これまでも、「北海道職員の公務員倫理に関する条例」及び「北海道職員倫理規則」を制定し、自覚しなければならない公務員倫理の確立及び保持に関し必要な事項を定めることにより法令遵守を徹底してきました。今後とも引き続き、これら条例等の適正な運用に努めていくこととします。

また、公共調達に関連し、談合情報の適切な対応に資するため、入札監視委員会に内部通報窓口を設置します。

職員の再就職制限については、これまでも、「北海道職員の再就職に関する取扱要綱」を制定し、職員が再就職する際の制限に関し必要な事項を定めることにより適切に対応してきました。今後も引き続き、再就職要綱の厳正な運用に努めていくこととします。

また、官製談合の防止には、議会や監査委員などによる監視も重要であり、これらの機関に対し、今後とも適切な情報提供等を行います。

第2 物品調達等における一般競争入札の拡大

公共工事等以外の物品調達、印刷の請負、庁舎管理等の委託については、これまで特定調達契約を中心に一般競争入札を実施してきましたが、平成19年2月の「契約手続に係る事務の適正化について」（通知）により、少額随意契約によるものを除き、平成19年4月の契約から原則として一般競争入札によることとしました。

第3 建設業の構造改善

建設業の構造改善については、平成10年11月に建設業の進むべき方向とその具体化への取組を示した「北海道建設業振興アクションプログラム」を策定するとともに、公共投資の縮減などから、地域の経済や雇用への影響を最小限に止めるため、平成14年度から建設業の経営体質強化や新分野進出などを支援する「建設業等のソフトランディング対策」を推進してきており、今後とも推進に努めるものとしします。

